

嘉手納町内事業者の皆様へ

消費税・地方消費税率の引上げに伴う

嘉手納町

プレミアム付商品券 取扱店募集のお知らせ

■主旨

嘉手納町では、消費税率引上げに伴う低所得者及び子育て世帯への影響緩和の対策として、『嘉手納町プレミアム付商品券』を発行いたします。同商品券の発行にあたり、嘉手納町内での取扱店を募集いたします。

なお、取扱店への登録を希望される場合は、別紙「取扱店登録申込書」に必要事項を記入の上、嘉手納町商工会へお申し込みください。(FAX または郵送可)

■商品券の概要

- (1) 名称：嘉手納町プレミアム付商品券
- (2) 発行者：嘉手納町
- (3) 額面：1枚500円(1冊10枚綴り)
- (4) 利用期間〈購入者〉：令和元年10月16日～令和2年2月29日
- (5) 換金期間〈取扱店〉：令和元年10月16日～令和2年3月6日 **※期間後の換金はできません。**

■取扱店登録資格

嘉手納町内に店舗や事業所を有する事業者(町内店舗に限ります。) **※商品券は取扱登録店でのみ利用可能**

■取扱店登録申請方法

「取扱店登録申込書」に必要事項を記入の上、申込受付窓口(嘉手納町商工会)へ直接ご持参または郵送か FAXにてご提出下さい。 **※登録料なし**

(「取扱店登録申込書」は嘉手納町役場ホームページまたは嘉手納町商工会ホームページにも掲載しています。)

※嘉手納町商工会が毎年2回発行する『野國總管商品券事業』へ参加店として登録している事業者については、『嘉手納町プレミアム付商品券取扱店』として登録させていただきます。(別途申込は不要です。但し、プレミアム付商品券を取り扱わない旨回答のあった事業者は除く)

■募集期間

令和元年9月24日(火)～10月8日(火)

※募集期間後も商品券利用期間中は随時受付します。但し、配布用利用店舗チラシへの掲載には間に合いませんのでご了承ください。

■申込受付窓口

嘉手納町商工会 (〒904-0203 嘉手納町字嘉手納 259 TEL098-956-2810 FAX098-956-8414)

■対象外事業者

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を行う事業者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号に掲げる暴力団又は同項第6号に掲げる暴力団員等と密接な関係を有すると認められる事業者
- (3) 特定の宗教又は政治団体と関わる事業者や公序良俗に反する事業者
- (4) その他、町が不適当と認める事業者

■利用できない商品・サービス

- * 換金性の高い商品の購入(商品券や印紙、プリペイドカードなど)
- * 国や県、町への支払い、公共料金(電気・ガス・水道・通信)や保育料等の支払い
- * 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- * 現金との換金、金融機関への預入
- * 商品券の交換又は売買
- * 出資及び債務の弁済
- * 医療機関への支払い
- * その他町が不適当と認めたもの

■換金方法

嘉手納町商工会窓口にて「換金申込書」へ必要事項を記入の上、使用済み商品券を添えてご提出ください。後日、指定口座へお振込みいたします。振込手数料は商工会にて負担します。

(**※毎週金曜日締め翌週水曜日振込となります。**)

※その他詳細については、後日取扱登録店へお渡しする「嘉手納町プレミアム付商品券取扱店要領」をご参照ください。